

8.13 廃棄物等

8.13.1 予測及び評価の結果

廃棄物等の影響要因とその内容は、表 8.13.1-1 のとおりである。

表 8.13.1-1 影響要因とその内容

環境要素	影響要因		内容
廃棄物等	工事の実施	護岸の工事	護岸の工事に伴い、建設副産物が発生する。

1. 護岸の工事に伴う廃棄物等の影響

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、護岸の工事に伴い発生する建設副産物の種類、発生量及び処理方法とした。

② 予測概要

予測概要は、表 8.13.1-2 のとおりである。

表 8.13.1-2 予測概要

予測方法	予測地域	予測対象時期
建設副産物の種類、発生量及び処理方法の把握	対象事業実施区域内	護岸の工事の実施期間中

③ 予測方法

事業計画に基づき、護岸の工事に伴い発生する建設副産物の種類、発生量及び処理方法を把握する方法とした。

④ 予測地域

対象事業実施区域内とした。

⑤ 予測対象時期

護岸の工事の実施期間中とした。

⑥ 予測結果

護岸の工事に伴い発生する建設副産物の種類、量及び処理方法は、表 8.13.1-3 のとおりである。

護岸の工事に伴って撤去する既設消波ブロックは、西 I～IV 工区で約 11,600 個 (23,000m³)、南東工区で約 5,200 個 (10,400m³) である。

西 I～IV 工区で撤去する既設消波ブロックは、埋立地内にて小割し、民間再生処理施設で再資源化を行う計画である。

また、南東工区で撤去する既設消波ブロックは、西 I 工区まで運搬し、仮置きした後、可能な範囲で再利用を行うとともに、工事実施上の制約等により再利用ができない消波ブロックについては、民間再生処理施設で再資源化を行う計画である。

以上のことより、護岸の工事に伴う建設副産物は、適正な処理・処分を行う計画であることから、廃棄物等による周辺環境への影響は小さいと考えられる。

表 8.13.1-3 護岸の工事に伴い発生する建設副産物の種類、量及び処理方法

区分	工種	建設副産物の種類	排出量	処理方法
護岸の 工事	既設消波 ブロック 撤去工事	消波ブロック (西 I～IV 工区)	約 11,600 個 (23,000m ³)	撤去したブロックは、埋立地内にて小割し、民間再生処理施設にて再資源化を行う。
		消波ブロック (南東工区)	約 5,000 個 (10,000m ³)	撤去したブロックは、西 I 工区まで運搬し、仮置きした後、再利用を行う。
			約 200 個 (400m ³)	撤去したブロックは、民間再生処理施設にて再資源化を行う。

(2) 評価

① 環境影響の回避又は低減に係る評価

a. 環境保全措置の検討

護岸の工事に伴う廃棄物等の影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じることとした。

【環境保全措置】

- ・ 廃棄物の発生を抑制し、再利用できない建設副産物の処理にあたっては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）及び「あいち建設リサイクル指針」（愛知県、平成 14 年）に基づく建設副産物の適正処理、再資源化の推進を図る。

b. 環境影響の回避又は低減に係る評価

予測の結果、護岸の工事に伴い発生する廃棄物等は、適切な処理・処分を行うことから、護岸の工事に伴う廃棄物等の影響は小さいと考えられる。

予測の結果並びに前項の環境保全措置を講じることが踏まえ、護岸の工事に伴う廃棄物等の影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。

